



令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます！

健康保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組み（マイナ保険証）へ移行し、令和6年12月2日から現行の健康保険証は新規発行されなくなります。

令和6年12月1日までに交付された保険証は、廃止後の経過措置により、保険証に記載されている有効期限まで使用が可能です。

マイナ保険証って？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにしたものです。従来の健康保険証と同様に、病院や薬局で診療を受ける際に提示することで、保険が適用されます。

マイナンバーカードには顔写真がついているため、病院や薬局で本人確認が簡単にでき、他の人が不正に使うことはできないため、安全に使用することができます。

マイナ保険証には様々なメリットがあります！

1. よりよい医療が受けられる！

- ・ 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
- ・ 薬の履歴データに基づき、重複投薬や禁忌薬剤投与を避けられます。
- ・ 旅行時などにかかりつけ医療機関以外に受診した場合でも、情報が連携されます。

※本人が同意した場合のみ

2. 各種手続きも便利・簡単に！

- ・ 高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請や高額な立て替え払いをせずに、高額療養費制度が適用されます。
- ・ 減額認定証や限度額認定証を持ち歩く必要がなくなります。
- ・ マイナポータルで自分の医療情報が確認できます。
- ・ 引っ越しや就職等のライフイベント後も保険証の切り替え・更新が不要。
- ・ 確定申告の医療費控除申請が簡単。

よくある質問

12月2日以降はマイナ保険証を使わないといけないの？



今の保険証は、券面に記載されている有効期限まで使えるので、すぐにマイナ保険証にしなくても大丈夫だよ！



今後、マイナンバーカードを持っていない人は保険証を使えなくなるの？



12月2日以降にカードを持っていない人には、「資格確認書」が交付されるよ！これがあれば、引き続き保険診療を受けられるよ！



マイナ保険証はどうすれば使えるようになるの？



スマホやパソコンからマイナポータルを開いて、保険証との紐付けを行えば完了です！役場住民課窓口でも申請可能だよ！



カードから個人情報が漏れないか心配だわ・・・



マイナンバーカードのICチップには、税・年金の情報や病歴などの情報は保存されていないし、マイナンバーそのものから個人情報は引き出せないよ！



まだカードを持ってなくても住民課で写真撮影から申請までできるから、気になる人は気軽に来てね！



そんなに難しくなさそうだし、便利になるなら使ってみようかしら！



お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112